

平成19年11月

受注業者各位

新潟市契約課工事契約係

## 建設リサイクル法の対象建設工事の契約書の作成について

本市が契約締結する工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)第9条第1項に規定する対象建設工事(以下「対象建設工事」という。)の対象建設工事については、「分別解体等の方法等」に必要事項を記載の上、契約書に添付する必要がありますので、契約書作成の際には、次の事項についてご注意ください。

### 1 工事請負契約書の記載項目及び添付書類について

契約に係る工事が対象建設工事である場合は、「分別解体等の方法等」の書面に必要事項を記載した上、工事請負契約約款の後ろに付け、袋とじをして提出してください。また、該当しない場合は、記入の必要はありませんが、必ず付けて提出してください。

#### 対象建設工事

特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)のいずれかを用いた建築物などの解体工事、または、これらを使用する新築工事などで、下記の規模以上の工事

建築物の解体	延床面積	80 m <sup>2</sup> 以上
建築物の新築・増築	延床面積	500 m <sup>2</sup> 以上
建築物の修繕・模様替(リフォームなど)	請負金額	1億円以上
その他の工作物に関する工事(土木工事など)	請負金額	500万円以上

### 2 「分別解体等の方法等」について

「分別解体等の方法等」を作成するにあたっては、次の記載例を参考にし、次の点に注意してください。

- (1) 対象建設工事を請け負うにあたり、請負人は発注者に分別解体等の計画等について書面を交付して説明することが、建設リサイクル法で義務付けられています。工事担当課に説明の上、「分別解体等の方法等」を作成してください。  
また、その内容について必ず工事担当課の確認を受けてください。
- (2) 「分別解体等の方法等」を契約書に綴り込む際は、工事請負契約約款の後ろに付け、袋とじをして提出してください。(必要部数すべて)

問合せ先

建設リサイクル法については…建築部建築行政課 025-228-1000(代表)

分別解体等の方法等、工事の内容については…各工事担当課

担当 契約課工事契約係 025-228-1000 内線 32217～32219